

(平成27年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

関東神奈川厚生年金 事案 9301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月

A社（現在は、B社）における申立期間の賞与について、所持する給与支給明細書（平成 17 年 12 月分賞与）では厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の賞与に係る給与支給明細書（平成 17 年 12 月分賞与）において、厚生年金保険料控除額の記載が確認できる。

しかしながら、B社が提出した資料により申立人に係る平成 17 年 8 月 11 日から 18 年 1 月 31 日までの期間の給与及び 17 年 12 月の賞与については、18 年 2 月 9 日付けで申立人の代理人弁護士に振り込まれていることが確認できるところ、同社が申立人の代理人弁護士に送付したとする文書において、17 年 12 月分賞与の社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金）は控除対象とならないとの健康保険組合からの指摘があり、当該保険料を控除せずに送金した旨の記載が確認できる上、同社が提出した支給額内訳表によると、申立期間に係る賞与からは厚生年金保険料が控除されていない。

また、B社が提出した振込受付明細表から確認できる同社が申立人の代理人弁護士に振り込んだ金額は、上記支給額内訳表において確認できる平成 17 年 8 月 11 日から 18 年 1 月 31 日までの期間の給与及び 17 年 12 月の賞与の差引き支給額の合計額に、申立期間の賞与に係る健康保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金掛金を加えた金額と一致している。

さらに、B社は、「現在、残っている資料から判断すると、申立人の申

立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

加えて、上記申立人の代理人弁護士に照会したものの、「当時の資料の保管が無いため、詳細は不明である。」と回答している。

なお、申立人は、文書による口頭意見陳述において、所持する給与支給明細書において厚生年金保険料控除額の記載がある上、和解条項で申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除する旨の記載があることから、事業所が保険料を返金したとしても無効である旨を主張している。

しかしながら、当委員会では、本件について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かについて審議してきたところであるが、特例法による保険給付の対象となるのは、被保険者が実際に厚生年金保険料を源泉控除されていた場合であり、仮に、関連資料等により、申立期間の厚生年金保険料を控除すべきだった状況がうかがわれたとしても、厚生年金保険料を控除されていた事実が認められない場合には、特例法に基づく記録訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 5 日から同年 9 月 21 日まで
② 昭和 49 年 5 月 17 日から同年 11 月 6 日まで

私は、申立期間について、A社B事業所に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B事業所に勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 48 年 9 月 21 日に被保険者資格を取得しており、当該資格取得日は申立人のA社B事業所における資格取得日に係るオンライン記録と一致している。

また、A社における申立期間①当時の社会保険事務担当者は、「従業員は、厚生年金保険と雇用保険を入社と同時に加入させていた。」と述べており、当時の複数の同僚は、「自身のA社に係る厚生年金保険の資格取得日は入社日と一致している。」と回答しているほか、当該期間において、同社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できる者は、「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日は昭和 48 年 9 月 21 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②についても、申立人は、A社B事業所に勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 49 年 5 月 16 日に離職しており、当該離職日は申立人の A 社 B 事業所における資格喪失日に係るオンライン記録と合致している。

また、A 社における申立期間②当時の社会保険事務担当者は、「従業員が退職する前に厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を喪失させることはなかった。」と述べており、当時の複数の同僚は、「自身の A 社に係る厚生年金保険の資格喪失日は退職日と合致している。」と回答している。

さらに、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は昭和 49 年 5 月 17 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同年 5 月 24 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、A 社は既に解散しており、同社の元事業主は申立てに係る照会について、「申立期間当時の資料は保管しておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 3 上記のほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。